

【2019年2月22日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第157号 ■

目次

【今号の内容】

- 平成31年度「高年齢者雇用開発コンテスト」を実施
～高年齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集しています～
- もうすぐ有期契約労働者の契約更新時期です
「無期転換ルール」への対応について、今一度確認をしましょう！
- 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中（参加無料）
～追加セミナーの開催が決定！～

平成31年度「高年齢者雇用開発コンテスト」を実施
～高年齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集しています～

厚生労働省は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、平成31年度「高年齢者雇用開発コンテスト」を実施します。

このコンテストは、高年齢者雇用の重要性についての理解の促進と高年齢者がいきいき働くことができる職場づくりの実践やアイデアの普及を目的に、毎年実施しています。

現在、企業などが行った雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集中です。優秀な事例については、10月の「高年齢者雇用支援月間」の中で表彰する予定です。皆さまのご応募をお待ちしています。

【募集テーマ（創意工夫の例）】

（1）制度面の改善

定年制の廃止・定年年齢の延長・継続雇用制度、賃金・評価制度の改善、短時間勤務等柔軟な雇用形態、役割の明示

（2）高年齢者の戦力化

高年齢者の力を活用した生産性の向上、ミスの防止やムダな動きの削減などの取組、安全衛生管理（5S活動、安全衛生委員会、事故防止対策）

(3) 意識・風土面の改善

職場風土の改善、職場コミュニケーションの推進、従業員の意識啓発の取組

(4) 能力開発（研修、資格取得、OJT など）

高年齢者を対象とした教育訓練やキャリア形成支援の実施、高年齢者による技能継承（技術指導者の選任、マイスター制度、マニュアル化、高年齢者と若年者のペア就労）

(5) 健康対策

高年齢者を対象とした健康管理・メンタルヘルス（健康管理体制、健康管理上の工夫・配慮）、福利厚生（休憩室の設置、レクリエーション活動、生活設計相談体制）

【応募資格】

原則として企業からの応募で、希望者全員が65歳まで働ける制度を導入していることなどが要件となります。（詳細は、下記ホームページをご確認ください）

【応募締切】

4月15日（月）※当日消印有効

【応募方法など詳細はこちら】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/2019_koyo_boshu.html

もうすぐ有期契約労働者の契約更新時期です

「無期転換ルール」への対応について、今一度確認をしましょう！

有期労働契約で働く方が、無期労働契約への転換を申し込むことができる「無期転換ルール」が、2018年4月から本格的にスタートしています。

「無期転換ルール」とは、2013年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超えた場合、有期契約労働者（契約社員やアルバイトなどと呼ばれる社員）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するルールのことです。

無期転換の申し込みがあった場合、現在の有期労働契約が終了した日の翌日から無期労働契約となるため、例えば、現在の契約期間が3月末までであれば、今年の4月1日から無期労働契約になります。

年度末にかけて、契約更新をする有期契約労働者が増える時期となりますが、無期転換申込権が発生する労働者がいるのかどうか、有期契約労働者の通算契約期間を今一度ご確認ください、対象者の実態把握を行きましょう。

なお、「無期転換ルール」の適用を意図的に避けることを目的に、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇などを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約労働者が無期転換を申し込んだ場合、無期労働契約が成立するため、事業主側は断ることができません。

有期労働契約の満了前に、事業主が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

厚生労働省では、「無期転換ルール」の概要や導入事例、よくあるご質問をQ&A形式でまとめたもの、相談窓口のお問い合わせ先などを記したポータルサイトをご用意しています。ご不明な点などある方は、このサイトをぜひご覧ください。

【無期転換ルールに関する詳細はこちら】

- ・無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

- ・「無期転換ルール特別相談窓口」一覧

全国47都道府県の労働局の連絡先を記載していますので、こちらに直接お問い合わせいただくこともできます。

<http://muki.mhlw.go.jp/policy/counseling.pdf>

「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中（参加無料）

～追加セミナーの開催が決定！～

労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、昨年の8月から全国で開催し、ご好評いただいている「労働契約等解説セミナー2018」ですが、ご好評につき22回の追加開催が決定しました。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

セミナーはどなたでも参加できるので、ご関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。

■開催地域・回数、定員

開催地域：全国（開催地は、ホームページをご覧ください）

開催回数：219回（既存開催数）+22回（追加開催数）

定員： 60人～300人程度（各回先着順）

※その他、中小・小規模企業向け、労働者向けセミナーへの講師派遣も受け付けています！（詳しい内容は、下記ホームページからご確認ください。）

【申込方法など詳細はこちら】

（株）東京リーガルマインド

<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話 03（5913）6085 ※受付時間 9：00～18：00（月～金）

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。

- 携帯メールなどには対応していません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====